

【V 添付資料】 1 参考図書	参考図書の時点修正（変更・廃止・追加）	P. V-1-12
-----------------	---------------------	-----------

現 行

改 訂

【建築関係】			
1	市設建築物の耐震計画技術指針	大阪市都市整備局営繕部	—
2	市建築物の設計指針（環境編）	大阪市都市整備局営繕部	—
3	大阪市ひとにやさしいまちづくり設計の指針	大阪市計画調整局	—
4	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	公共建築協会	—
5	建築工事監理指針	公共建築協会	—
6	建築工事標準詳細図	公共建築協会	—
7	建築構造設計基準及び同解説	公共建築協会	二
8	建築鉄骨設計基準及び同解説	公共建築協会	二
9	公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）	建築保全センター	—
10	建築改修工事監理指針	建築保全センター	—
11	建築積算のための仮設計画標準	建築コスト管理システム研究所	—
12	建築数量積算基準・同解説	建築コスト管理システム研究所	—
13	公共建築工事積算基準・の同解説（建築工事編）	建築コスト管理システム研究所	—
14	建築工事内訳書標準書式・同解説	建築コスト管理システム研究所	—
15	建築材料等評価名簿	公共建築協会	—
【建築機械・電気設備関係】			
1	建築設備計画基準	公共建築協会	—
2	建築設備設計基準（機械設備工事編）	公共建築協会	—
3	公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）	公共建築協会	二
4	機械設備工事監理指針	公共建築協会	—
5	電気設備工事監理指針	公共建築協会	—
6	公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）	公共建築協会	—
7	公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）	公共建築協会	—
8	建築設備数量積算基準・同解説	建築コスト管理システム研究所	—
9	公共建築工事積算基準・同解説（設備工事編）	建築コスト管理システム研究所	—
10	公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）・同解説	建築コスト管理システム研究所	—
11	設備機材等評価名簿	公共建築協会	—

【建築関係】			
1	市設建築物の耐震計画技術指針	大阪市都市整備局営繕部	—
2	市建築物の設計指針（環境編）	大阪市都市整備局営繕部	—
3	大阪市ひとにやさしいまちづくり設計の指針	大阪市計画調整局	—
4	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	公共建築協会	—
5	建築工事監理指針	公共建築協会	—
6	建築工事標準詳細図	公共建築協会	—
7	建築構造設計基準	公共建築協会	H23.11
8	公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）	建築保全センター	—
9	建築改修工事監理指針	建築保全センター	—
10	建築積算のための仮設計画標準	建築コスト管理システム研究所	—
11	建築数量積算基準・同解説	建築コスト管理システム研究所	—
12	公共建築工事積算基準の解説（建築工事編）	建築コスト管理システム研究所	—
13	建築工事内訳書標準書式・同解説	建築コスト管理システム研究所	—
14	建築材料等評価名簿	公共建築協会	—
【建築機械・電気設備関係】			
1	建築設備計画基準	公共建築協会	—
2	建築設備設計基準	公共建築協会	—
3	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）	公共建築協会	二
4	公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）	公共建築協会	—
5	機械設備工事監理指針	公共建築協会	—
6	電気設備工事監理指針	公共建築協会	—
7	公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）	公共建築協会	—
8	公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）	公共建築協会	—
9	建築設備数量積算基準・同解説	建築コスト管理システム研究所	—
10	公共建築工事積算基準の解説（設備工事編）	建築コスト管理システム研究所	—
11	公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）・同解説	建築コスト管理システム研究所	—
12	設備機材等評価名簿	公共建築協会	—

現 行

改 訂

12	設備機材等評価名簿	公 共 建 築 協 会	二
	【機械関係】		
1	揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説	河川ポンプ施設技術協会	－
2	揚排水ポンプ設備設計指針（案）同解説	河川ポンプ施設技術協会	－
3	マンホール形式ポンプ場設計指針（案）	建設省都市局下水道部、 日本下水道事業団	－
4	河川管理施設等構造令施工規則		－
5	公共建築改修工事標準仕様書「機械設備工事編」	公 共 建 築 協 会	－
6	水門鉄管技術基準	水 門 鉄 管 協 会	－
7	機械工学便覧	日 本 機 械 学 会	－
	【電気関係】		
1	工場電気設備防爆指針	厚 生 労 働 省	－
2	電気工学ハンドブック	電 気 学 会	－
	【規格・基準書・その他】		
1	電気規格調査会標準規格（JEC）		－
2	日本下水道協会規格（JSWAS）		－
3	日本工業規格（JIS）		－
4	日本電機工業会標準規格（JEM）	日 本 電 機 工 業 会	－
5	日本電線工業会標準規格（JCS）	日 本 電 線 工 業 会	－
6	日本農業規格（JAS）		－
7	内線規格	日 本 電 気 協 会	－

注意：最新版を使用するものとする。

	【機械関係】		
1	揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説	河川ポンプ施設技術協会	－
2	揚排水ポンプ設備設計指針（案）同解説	河川ポンプ施設技術協会	－
3	マンホール形式ポンプ場設計指針（案）	建設省都市局下水道部、 日本下水道事業団	－
4	河川管理施設等構造令施工規則		－
5	公共建築改修工事標準仕様書「機械設備工事編」	公 共 建 築 協 会	－
6	水門鉄管技術基準	水 門 鉄 管 協 会	－
7	機械工学便覧	日 本 機 械 学 会	－
	【電気関係】		
1	工場電気設備防爆指針	厚 生 労 働 省	－
2	電気工学ハンドブック	電 気 学 会	－
	【規格・基準書・その他】		
1	電気規格調査会標準規格（JEC）		－
2	日本下水道協会規格（JSWAS）		－
3	日本工業規格（JIS）		－
4	日本電機工業会標準規格（JEM）	日 本 電 機 工 業 会	－
5	日本電線工業会標準規格（JCS）	日 本 電 線 工 業 会	－
6	日本農業規格（JAS）		－
7	内線規格	日 本 電 気 協 会	－

注意：最新版を使用するものとする。

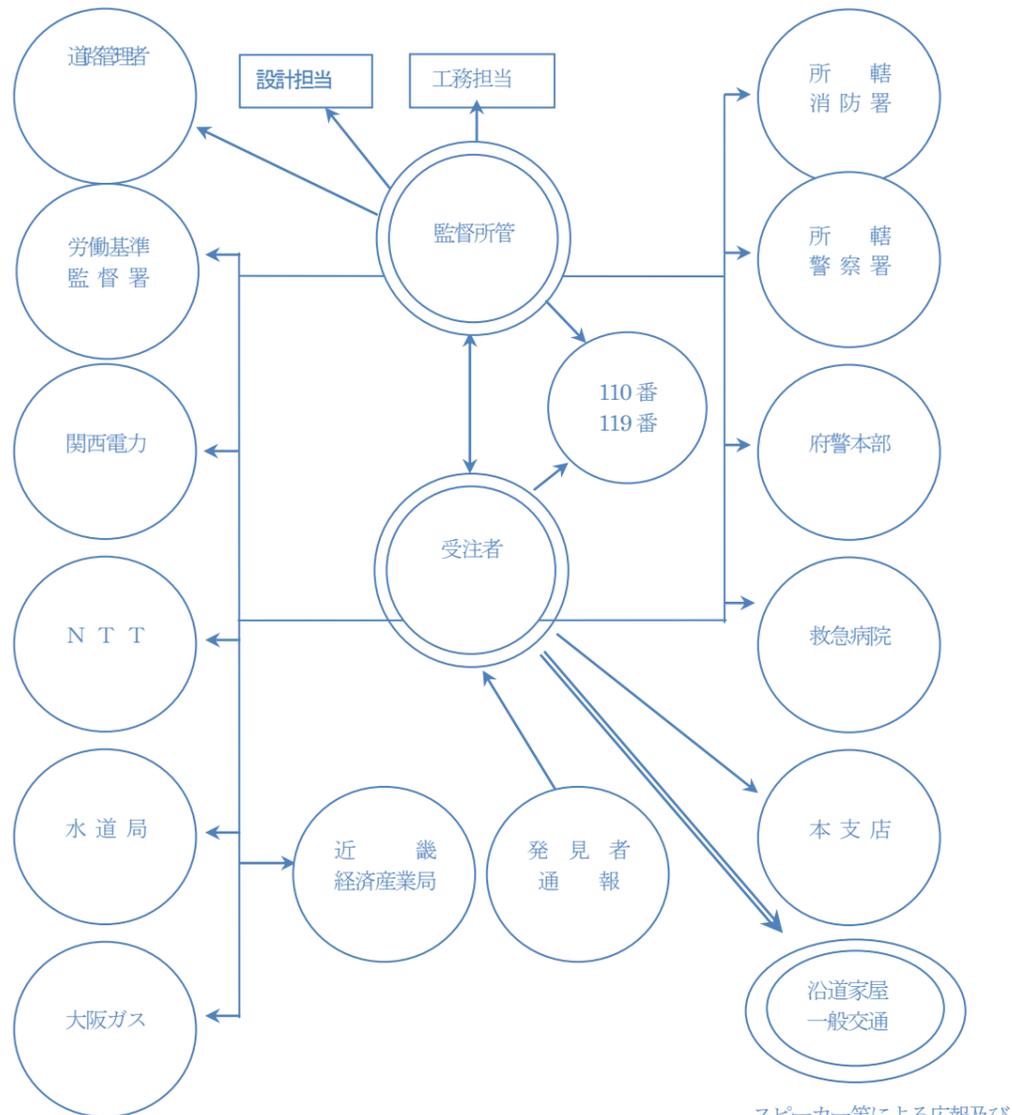
現 行

改 訂

緊急時連絡体制表

監督所管 連絡先

監督所管	緊急連絡用電話番号
各工営所	
各下水道管理事務所	
下水道河川部	



スピーカー等による広報及び
保安用具による緊急規制

宿日直センター (TEL) 6947-7981

(注) 緊急連絡用電話番号については監督所管より指示を受けること。

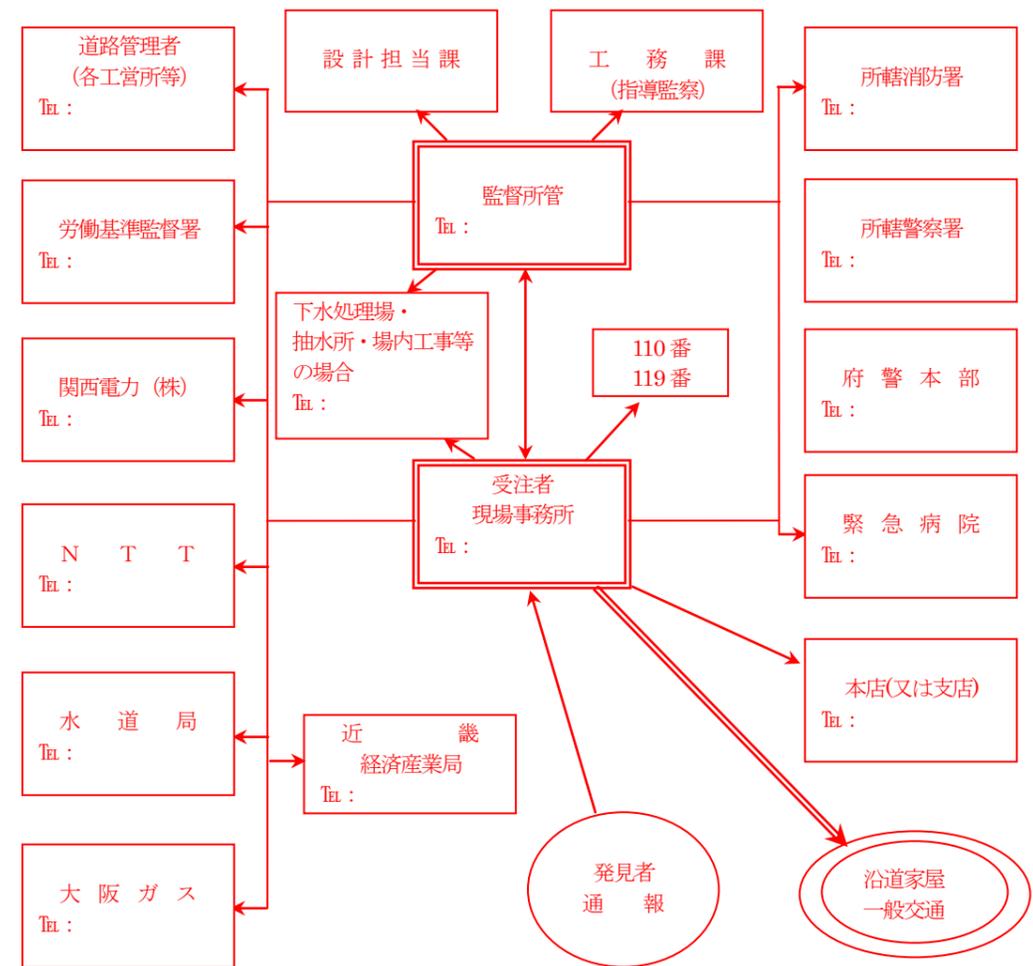
緊急時連絡体制表

監督所管 連絡先

監督所管	緊急連絡用電話番号

監督職員の指示または必要に
応じて連絡先を追加する

監督職員の指示による



スピーカー等による広報及び
保安用具による緊急規制

宿日直センター (TEL) 6947-7981

現 行

改 訂

5 発注機関

発注機関は、建設局〇〇部△△担当 電話〇〇〇〇の例のように記入する。

5 発注機関

発注機関は、建設局〇〇部△△課 電話〇〇〇〇の例のように記入する。

【V 添付資料】 7 ポンプ操作を伴う請負工事等の連絡体制マニュアル（案）	組織改正に伴う修正	P. V-7-1～30
現 行	改 訂	
<p>(別紙-1のとおり)</p>	<p>(別紙-1のとおり)</p>	

【V 添付資料】9 大野浚渫土砂中継基地搬入要領	受入体制の変更等に伴う修正	P. V-9-1～2									
現 行	改 訂										
<p style="text-align: center;">大野浚渫土砂中継基地搬入要領</p> <p>第1項 適用範囲 本要領は、大阪市建設局が委託する下水道施設清掃業務委託において発生する汚泥等を、大野浚渫土砂中継基地（以下、大野中継基地）に搬入する場合に適用するものとする。</p> <p>第2項 受入期間 <u>(1) 大野中継基地の受入時間は、平日の昼夜間及び日曜・祝日の昼間（9：00～17：30）とする。</u> <u>(2) 年末・年始は受入を休止する。</u> <u>(3) 上記以外に別途受入を休止する場合は、事前に監督職員に連絡する。</u></p> <p>第3項 工程表の提出 (1) 受注者は、別紙「大野浚渫土砂中継基地搬入工程表」を作成し、搬入開始1週間前までに監督職員へ提出すること。また、変更する場合も同様とする。 (2) 監督職員は、<u>工程表を速やかに大野中継基地にFAXにて送信すること。</u> (3) 工程表記載日以外は搬入できないため、変更があるときは必ず提出すること。 (4) 搬入が集中し受入量をオーバーする場合は、大野中継基地より連絡があるので、監督職員は受注者と調整すること。</p> <p>第4項 汚泥搬入 (1) 汚泥等の運搬に使用する車輛はバキューム車とする。 (2) 夜間搬入予定日には、搬入予定時間を当日の16時まで大野中継基地に電話連絡すること。 (3) 大野中継基地は、<u>平日の22時以降と、土曜・日曜・祝日の終日は</u>門扉を閉鎖しているため、搬入の1時間前までに大野中継基地に開門の電話連絡をすること。</p> <p>第5項 大野中継基地での注意事項 (1) 受注者は、搬入時には大野中継基地職員の指示に従うものとする。また、粗暴な言動等を行わないようにすること。 (2) 運搬車両の一時的な集中により大野中継基地内が混雑する可能性があるが、周辺道路に駐車することのないよう注意すること。また、大野中継基地内の指定された場所以外に進入又は駐車しないこと。 (3) 搬入架台の車止めには衝撃を与えないように注意をすること。 (4) <u>土砂投入時には、確実に土砂投入口スロープ上から投入し、覆蓋上に土砂を飛散させないこと。</u>また、覆蓋を損傷した場合は、受注者の負担と責任において復旧すること。 (5) <u>土砂搬入時には、レシーバータンクを急激にダンプアップせず、土砂投入スロープに衝撃を与えないように投入すること。</u> (6) レシーバータンクを建物の柱やシャッターに接触させないよう十分注意してダンプアップすること。接触した結果、施設を損傷した場合は、受注者の負担と責任において復旧すること。 (7) <u>土砂投入後、レシーバータンクを洗浄する場合は、搬入スロープ周辺に洗浄水を飛散させないこと。</u>もし、搬入スロープ周辺に洗浄水を飛散させた場合は、受注者の負担と責任において清掃すること。</p>	<p style="text-align: center;">大野浚渫土砂中継基地搬入要領</p> <p>第1項 適用範囲 本要領は、大阪市建設局が委託する下水道施設の維持管理業務等に伴って発生する汚泥等を、大野浚渫土砂中継基地（以下、大野中継基地）に搬入する場合に適用する。</p> <p>第3項 受入期間 <u>大野中継基地の受入は次のとおりとする。ただし、大野中継基地の運転状況等により受入を休止する場合は、別途、監督職員から受注者へ通知するものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1558 640 2745 798"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>受入対象日</th> <th>受入時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間</td> <td>年末年始を除日</td> <td>9:00 ～ 17:30</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>隔週の月曜日～金曜日（休日・年末年始を除く）</td> <td>17:30 ～ 翌9:00</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※ 受注者は事前に監督職員へ受入対象日の確認を行うこと。</u></p> <p>第3項 工程表の提出 (1) 受注者は、<u>業務計画等に基づいて</u>別紙の「大野浚渫土砂中継基地搬入工程表」を作成し、搬入開始1週間前までに監督職員へ提出すること。また、変更する場合も同様とする。 (2) 監督職員は、<u>搬入予定量の把握に努めるものとし、速やかに工程表をFAX等により大野中継基地へ提出すること。</u> (3) 工程表記載日以外は搬入できないため、変更があるときは必ず提出すること。 (4) 搬入が集中し受入量をオーバーする場合は、大野中継基地より連絡があるので、監督職員は受注者と調整すること。</p> <p>第4項 汚泥搬入 (1) 汚泥等の運搬に使用する車輛はバキューム車とする。 (2) 夜間搬入予定日には、搬入予定時間を当日の16時まで大野中継基地に電話連絡すること。 (3) 大野中継基地では、<u>夜間受入対象日は平日の22時以降、夜間受入対象日以外は平日の17:30以降、土曜・日曜・祝日においては終日、</u>門扉を閉鎖しているため、搬入の1時間前までに大野中継基地に開門の電話連絡をすること。 <u>(4) 受注者は、大野中継基地へ汚泥等以外の廃棄物（アスファルト塊、コンクリート塊、その他ゴミ類）等、大野中継基地の運転に支障を及ぼすものを搬入してはならず、当該事実が認められる場合は、直ちに受注者の責任において当該廃棄物等を除去するとともに、これに伴う損害等についても補償しなければならない。</u></p> <p>第5項 大野中継基地での注意事項 (1) 受注者は、搬入時には大野中継基地職員の指示に従うものとする。また、粗暴な言動等を行わないようにすること。 (2) 運搬車両の一時的な集中により大野中継基地内が混雑する可能性があるが、周辺道路に駐車することのないよう注意すること。また、大野中継基地内の指定された場所以外に進入又は駐車しないこと。 (3) 搬入架台の車止めには衝撃を与えないように注意をすること。 (4) <u>汚泥等の投入時には、確実に投入口スロープ上から投入し、覆蓋上に汚泥等を飛散させないこと。</u>また、覆蓋を損傷した場合は、受注者の負担と責任において復旧すること。 (5) <u>汚泥等の搬入時には、レシーバータンクを急激にダンプアップせず、投入スロープに衝撃を与えないように投入すること。</u> (6) レシーバータンクを建物の柱やシャッターに接触させないよう十分注意してダンプアップすること。接触した結果、施設を損傷した場合は、受注者の負担と責任において復旧すること。 (7) <u>汚泥等の投入後、レシーバータンクを洗浄する場合は、搬入スロープ周辺に洗浄水を飛散させないこと。</u>もし、搬入スロープ周辺に洗浄水を飛散させた場合は、受注者の負担と責任において清掃すること。</p>		区分	受入対象日	受入時間帯	昼間	年末年始を除日	9:00 ～ 17:30	夜間	隔週の月曜日～金曜日（休日・年末年始を除く）	17:30 ～ 翌9:00
区分	受入対象日	受入時間帯									
昼間	年末年始を除日	9:00 ～ 17:30									
夜間	隔週の月曜日～金曜日（休日・年末年始を除く）	17:30 ～ 翌9:00									

現 行

改 訂

大野浚渫土砂中継基地搬入工程表

委託名称		平成 年 月 日 (第 回提出)																															
受注者名		監督員																															
		TEL																															
受注者		搬入車																															
氏名		TEL																															
業務責任者		携帯																															
搬入期間		搬入量 (m ³)																															
自		平成 年 月 日																															
至		平成 年 月 日																															
月	昼夜	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計
月	昼夜	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計
月	昼夜	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計
月	昼夜	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計

大野浚渫土砂中継基地
住所 西淀川区大野2-4-117
TEL 06-6473-7054
FAX 06-6473-7054

- ※ 記入にあたり下記条件に注意してください。
- ① 作業を行う日ではなく、「搬入する日」の搬入予定量(m³)を整数で記入してください。
 - ② 1作業日あたり1日20m³を限度とします。
 - ③ 予定にない日は搬入できません。
 - ④ 日曜・祝日の返金は搬入できません。
 - ⑤ 大野中継基地の受入れ状況により、搬入日・搬入量の変更を指示する場合があります。従って、当初の予定通りに搬入できない場合があります。

大野浚渫土砂中継基地搬入工程表

委託名称		平成 年 月 日 (第 回提出)																															
受注者名		監督員																															
		TEL																															
受注者		搬入車																															
氏名		TEL																															
業務責任者		携帯																															
搬入期間		搬入量 (m ³)																															
自		平成 年 月 日																															
至		平成 年 月 日																															
月	昼夜	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計
月	昼夜	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計
月	昼夜	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計
月	昼夜	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計

大野浚渫土砂中継基地
住所 西淀川区大野2-4-117
TEL 06-6473-7054
FAX 06-6473-7054

- ※ 記入にあたり下記条件に注意してください。
- ① 作業を行う日ではなく、「搬入する日」の搬入予定量(m³)を整数で記入してください。
 - ② 搬入予定量は出来る限り正確に記入して下さい。
 - ③ 予定量を大きく超過する場合は、受入を拒否する場合があります。
 - ④ 1作業日あたり1日20m³を限度とします。
 - ⑤ 本予定表にない日は搬入できません。(ただし、突発的な緊急搬入は除きます。)
 - ⑥ 生間受入予定表等に基く受入対象日以外の返金は搬入できません。
 - ⑦ 大野中継基地の受入れ状況により、搬入日・搬入量の変更を指示する場合があります。従って、当初の予定通りに搬入できない場合があります。
 - ⑧ 搬入日の変更等、連絡する場合がありますので、連絡先は正確に記入して下さい。

【V 添付資料】 10 契約書 土木設計等業務委託契約書	契約書改正に伴う改定	P. V-10-1～19
現 行	改 訂	
<p style="text-align: center;">(別紙-2-A【H23.9.1以降公告分適用】のとおり)</p> <p style="text-align: center;">(別紙-2-B【H23.11.28以降適用】のとおり)</p>	<p style="text-align: center;">(別紙-2-A【H23.9.1以降公告分適用】のとおり)</p> <p style="text-align: center;">(別紙-2-B【H23.11.28以降適用】のとおり)</p>	

【V 添付資料】 10 契約書 業務委託契約書	契約書改正に伴う改定	P. V-10-20~38
現 行	改 訂	
<p style="text-align: center;">(別紙-3-A【H23.9.1以降公告分適用】のとおり)</p> <p style="text-align: center;">(別紙-3-B【H23.11.28以降適用】のとおり)</p>	<p style="text-align: center;">(別紙-3-A【H23.9.1以降公告分適用】のとおり)</p> <p style="text-align: center;">(別紙-3-B【H23.11.28以降適用】のとおり)</p>	

【V 添付資料】 10 契約書 業務委託長期契約書	契約書改正に伴う改定	P. V-10-39~57
現 行	改 訂	
<p style="text-align: center;">(別紙-4-A【H23.9.1以降公告分適用】のとおり)</p> <p style="text-align: center;">(別紙-4-B【H23.11.28以降適用】のとおり)</p>	<p style="text-align: center;">(別紙-4-A【H23.9.1以降公告分適用】のとおり)</p> <p style="text-align: center;">(別紙-4-B【H23.11.28以降適用】のとおり)</p>	